

調 査 報 告 書

平成 31 年 4 月

株式会社日本政策金融公庫 調査委員会

目 次

第 1	調査に至る経緯等	3
第 2	調査の概要	4
1	調査委員会の構成	4
2	本件調査の対象	4
3	本件調査の方法	4
第 3	日本公庫のシステム調達の概要	6
1	システム調達の経緯	6
2	I T 部門の概要	7
3	A 氏が日本公庫の I T 部門と業務委嘱契約を締結するに至った経緯及び 日本公庫での役割等	7
第 4	本件入札案件	9
1	農林再構築の調達	9
2	中小融資再構築の調達	9
3	中小リファレンスの調達	10
第 5	本件不正行為等	12
1	A 氏の行為	12
2	B 職員の行為	15
3	C 職員の行為	16
4	D 職員の行為	18
5	E 職員の行為	19
第 6	原因	20
1	入札における情報提供及び応札参加業者との接触に関するルール が定められていなかったこと	20
2	業務委嘱先に対する牽制・管理監督が十分機能していなかったこと	20
3	システム上の問題	20
4	内部通報等に対する適切な対応が取られていなかったこと	21

第7 再発防止策	22
1 入札における情報提供及び応札参加業者との接触に関するルールの明確化	22
2 業務委嘱先に対する管理監督の強化	22
3 システムの改善等	22
4 内部通報等に対する適切な対応	23
5 コンプライアンス教育の徹底	23

第1 調査に至る経緯等

株式会社日本政策金融公庫(以下、「**日本公庫**」という。)は、平成30年6月12日、富士通株式会社からの連絡を受けて開催された打合せにおいて、出席した富士通株式会社の担当者から、次の3点について報告を受けた。

- ①平成30年4月10日、富士通株式会社コンプライアンス担当役員宛てに、日本公庫の業務委嘱先であったA氏が、日本公庫における農林業務システムの再構築(以下、「**農林再構築**」という。)の入札において、富士通株式会社に対し、入札情報を不正に流している旨の匿名投書(郵送)があったこと。
- ②匿名投書を受け、富士通株式会社社内において事実関係を調査したところ、A氏が、農林再構築の調達において、富士通株式会社に対し、メールで、入札に関する情報を不正に漏えいした疑いがあること。
- ③農林再構築、中小融資業務システムの再構築(以下、「**中小融資再構築**」という。)及び中小企業事業におけるリファレンスシステムの導入(以下、「**中小リファレンス**」という。)の入札において、富士通株式会社に対し、一部の日本公庫職員が、入札に関する非公開情報を漏えいした疑いがあること。

(以下、「**農林再構築**」、「**中小再構築**」及び「**中小リファレンス**」を一括して「**本件入札案件**」、本件入札案件に関して行われた不正を「**本件不正**」という。)

これを受け、日本公庫は、同年6月14日、本調査委員会を設置した。その後、富士通株式会社に対し、富士通株式会社が社内調査の過程で収集した資料につき、日本公庫への提供を依頼し、本件不正について調査を開始し、提供を受けた資料等の内容を精査・検証した結果、A氏及び日本公庫職員が入札に関する情報を漏えいした事実が確認されたことから、同年6月25日、警察当局に自主的にその事実を伝えた。

第2 調査の概要

1 調査委員会の構成¹

委員長 伊藤 健二（日本公庫 代表取締役 副総裁）
委員 伊藤 鉄男（西村あさひ法律事務所 弁護士）
同上 木目田 裕（西村あさひ法律事務所 弁護士）
同上 鶴澤 静（日本公庫 社外取締役）
同上 村田 恒子（日本公庫 社外監査役）
同上 濱邊 哲也（日本公庫 専務取締役）

2 本件調査の対象

本件調査は、農林再構築の調達、中小融資再構築の調達及び中小リファレンスの調達における入札関連情報の漏えいに関する事実関係等を調査対象としている。

3 本件調査の方法

（1）関係資料の精査

農林再構築の調達、中小融資再構築の調達及び中小リファレンスの調達に関する客観的資料を収集するとともに、富士通株式会社から社内調査の過程で収集した資料の提供を受け、それらの内容を精査・検証した。また、本件不正に関与していたA氏及び日本公庫職員の受発信に係る電子メールのデータを収集し、外部者との電子メールの内容を精査・検証し

¹ 伊藤代表取締役副総裁、村田社外監査役及び濱邊専務取締役は、平成30年6月21日の役員就任時から、伊藤弁護士及び木目田弁護士は平成30年6月27日から本調査委員会委員となった。

た。さらに、その他の電子データ²等についても収集し、その内容を精査・検証した。

(2) デジタル・フォレンジック調査

本件不正に関与していたA氏及び日本公庫職員が日本公庫から貸与されていたパソコンに保存されているデータを保全し、本件に関連する可能性のあるデータを抽出してその内容を確認し、その結果を事実関係の調査に活用した。

(3) ヒアリングの実施

A氏及び本件入札案件に関係した日本公庫の役職員(前職を含む)計13名に対し、調査委員(外部弁護士2名及び社外監査役)によるヒアリングを実施した。一部のヒアリング対象者については、複数回ヒアリングを実施した。

² 日本公庫は、富士通株式会社との間で、「プロジェクトウェブ」と呼ばれるオンラインストレージのメール通信機能及びドキュメントの共有フォルダ機能等を用いて、富士通株式会社が開発又は保守を行っているシステムに関連する情報の共有を行っていたことから、プロジェクトウェブに保存されている電子メールのデータ等を収集し、その内容を精査・検証した。

第3 日本公庫のシステム調達の概要

1 システム調達の経緯

平成20年10月、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫(以下、「**3公庫**」という。)並びに国際協力銀行の国際金融部門が統合し、「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき日本公庫が発足³した。

しかし、日本公庫は、3公庫等が統合された後も、3公庫が統合前から運用していた、国民業務システム、農林業務システム、中小融資業務システム及び信用保険システム(以下、「**4システム**」という。)を、それぞれ独立して運用していた。

日本公庫は、平成22年10月、上記システムの基盤を統合した上で、柔軟性・拡張性のある低コストなシステムを確立し、業務の一層の合理化・効率化を推進するため、「公庫全体システム最適化計画」(以下、「**全体最適化計画**」という。)を策定し、新たなシステムの構築に着手することとした。

さらに、同年12月、システム最適化推進部門が設置され、全体最適化計画に基づいて、平成25年9月から平成27年1月にかけて、システム運用を順次開始し、同年3月までの間に、日本公庫の全業務システムを共通のシステム基盤の上に再構築した。

次いで、日本公庫は、従来のシステムのアップデートを行うとともに、ITの活用による顧客サービスの向上と業務の一層の効率化・高度化を図り、今後のさらなるニーズにも迅速かつ効率的に対応できる柔軟性の高いシステムを確立するという観点から、平成29年3月、新たに「次期公庫システム計画」(以下、「**次期システム計画**」という。)を策定した。これらは日本公庫のIT部門(IT部門の概要等については後述する。)が中心となり取組みを行っていた。

本件入札案件は、いずれも次期システム計画の一環をなす調達案件であった。

³ 平成24年4月、国際協力銀行の国際金融部門は日本公庫から分離独立し、株式会社国際協力銀行(JBIC)が発足した。

2 IT部門の概要

IT部門は、企画を担うITプランニングオフィス(以下、「ITPO」という。)、システムの開発を担うシステムインテグレーションオフィス(以下、「SIO」という。)、システムの運用を行うシステムオペレーションオフィス(以下、「SOO」という。)から構成される。さらに、SIOは、各々4システムを担当する部署(以下、農林業務システムを担当するSIOを「SIO(農林)」といい、中小融資業務システムを担当するSIOを「SIO(中小)」という。)と全てのシステムを共通して扱う部署とに分かれている。具体的な業務は以下のとおり。

(1) ITPO

IT戦略・システム計画の策定、プロジェクト実施の支援並びにIT部門の組織体制の整備、統制・管理に係る企画立案、人材育成及び予算計画管理に関する業務

(2) SIO

日本公庫共通基盤及び企画管理本部等の個別業務システム開発に関する業務を行う部署と国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部又は中小企業事業本部の信用保険業務の各々4システムの開発等に関する業務

(3) SOO

データセンター及びバックアップセンター、情報システムの障害・アクセス権限・資産・運用、各事業本部の業務システムのデータ管理及びセキュリティ等の運用管理に関する業務

3 A氏が日本公庫のIT部門と業務委嘱契約を締結するに至った経緯及び日本公庫での役割等

3公庫等統合に先立ち、旧中小企業金融公庫は、保険情報システムの抜本的見直しを行うこととし、システム開発に高い知見を有する人材を求めていた。そのような中、平成20年8月、旧中小企業金融公庫はA氏と業務委嘱契約を締結した。同年10月の日本公庫発足後も当該業務委嘱契約は引き継がれ、全体最適化計画に係る指導・助言等の業務を行うこととなった。

その後、A氏は、PMO(プロジェクトマネジメントオフィス)⁴室長という肩書きも保有して、全体最適化計画を統括したほか、次期システム計画の基本構想を策定するなどシステム統合・最適化において役割を果たしてきた。A氏は、平成30年3月、委嘱契約の期間満了であったこと、また、本人からの申出もあり日本公庫との委嘱契約を終了した。

⁴ 日本公庫の情報システムの品質、システム開発の進捗、コスト等の管理を横断的に行う組織として、平成23年4月に設置され、その後平成24年10月の組織改編によりITPOが設置された際に、PMOは廃止された。

第4 本件入札案件

1 農林再構築の調達

(1) 概要

農林再構築とは、次期システム計画の一環として、農林業務システムについて、機能の整理・拡充を行い、将来にわたる拡張性・保守性を改善するためシステムを再構築するとともに、日本公庫の共通基盤の再構築に伴うバージョンアップ対応を改善するものであった。

(2) 入札スケジュール等

日本公庫は、平成29年12月19日、同日から平成30年1月9日までの間、農林再構築の仕様書案に対する意見招請を公示した。

日本公庫は、同年2月19日、農林再構築に係る入札公告を行い、富士通株式会社とX社の2社が、競争参加申請書を提出した。上記2社は、同年4月10日までに、入札書を提出し、同月11日、開札が行われ、富士通株式会社が落札した(落札価格40億8,998万1,000円)。

しかし、本件の発覚を受け、日本公庫は同年6月30日付けをもって、富士通株式会社と協議を行い、双方合意の上で、農林再構築に係る開発業務委託契約を合意解約した。

(3) 担当部署等

農林再構築の調達は、SIO（農林）が担当した。

2 中小融資再構築の調達

(1) 概要

中小融資再構築とは、次期システム計画の一環として、中小融資業務システムについて、日本公庫の共通基盤の再構築に伴うバージョンアップ対応等を実施するとともに、一部のアプリケーションの改修を実施するものであった。

(2) 入札スケジュール等

日本公庫は、平成30年2月21日、同日から同年3月14日までの間、中小融資再構築の仕様書案に対する意見招請を公示した。

日本公庫は、同年4月25日、同年6月15日を入札書提出期限、同月18日を開札日とする中小融資再構築に係る入札公告を行い、富士通株式会社が競争参加申請書を提出した。

しかし、富士通株式会社は、平成30年6月14日、本件の発覚を受けて入札辞退書を提出した。日本公庫は、同月18日、富士通株式会社以外に入札参加者がいなかったことから、入札手続を終了する旨決定し、同月22日、ホームページにおいて、中小融資再構築の入札が不調に終わったことを公表した。

(3) 担当部署等

中小融資再構築の調達は、SIO（中小）が担当した。

3 中小リファレンスの調達

(1) 概要

中小リファレンスとは、次期システム計画の一環として、中小企業事業の支店での営業活動において、顧客の経営課題を把握した場合に、システムに蓄積された事例や文書ファイルから顧客ニーズに適合する文書をAIを用いて迅速かつ的確に検索・表示するシステムを新たに導入するものであった。

(2) 入札スケジュール等

日本公庫は、平成30年2月22日、同日から同年3月15日までの間、中小リファレンスの仕様書案に対する意見招請を公示した。

日本公庫は、同年5月8日、同年6月28日を入札書提出期限、同月29日を開札日とする中小リファレンスに係る入札公告を行い、富士通株式会社とY社の2社が競争参加申請書を提出した。

しかし、富士通株式会社は、平成30年6月14日、本件の発覚を受けて入札辞退書を提出した。

その後、Y社のみが、入札書提出期限である同年6月28日までに、入札書を提出し、同月29日、開札が行われ、Y社が落札した(落札価格1億5,700万円)。

(3) 担当部署等

中小リファレンスの調達は、SIO(中小)が担当した。

第5 本件不正行為等

本件については、以下のとおり、A氏及び日本公庫のB職員並びにC職員について、以下の不正行為が認められたほか、D職員及びE職員について、不適切な行為が認められた。

1 A氏の行為

(1) 富士通株式会社に対して非公開情報を伝達したこと

- A氏は、日本公庫と委嘱契約を結び、日本公庫の行う入札について技術的見地からの指導・助言を行う業務に従事し、次期システム計画の基本構想を策定し、同計画の一環として実施された農林再構築の入札においても、担当部署であるSIO（農林）が作成する仕様書の作成並びに技術点評価への助言等を担当していた。
- かかる中、平成30年4月10日に日本公庫が行った同入札に際し富士通株式会社に落札させようと企て、平成29年12月18日から平成30年1月4日までの間、富士通株式会社に対し、富士通株式会社が農林の次期システムを受注できるよう自分（A氏）が全面的に協力する旨を記載したメールを送信した。
- その後、同年3月12日から同月21日までの間、複数回にわたって、提案書に盛り込むのが望ましい事項を記載した「ご提案のポイント」と題する書面を富士通株式会社のみに対しメールにて送付し、富士通株式会社が高い技術点を得て落札できるように富士通株式会社の提案書作成を援助した。実際、富士通株式会社が日本公庫に提出した提案書には、A氏が富士通株式会社側に指南した「ご提案のポイント」に沿って記載されたと思われる箇所が複数存在している。A氏は、富士通株式会社が農林再構築を落札できるようにするため、富士通株式会社のみに対して提案のポイントを伝えて、富士通株式会社が高い技術点を得て落札できるように富士通株式会社の提案書作成を援助したものであり、他の応札参加業者にはかかる情報の伝達や援助を行っていない。このこともあり、富士通株式会社はX社よりも高い技術点評価を得て、技術点においてX社よりも優位に立った。

- また、A氏は、同月27日、富士通株式会社に対して、総合評価落札方式における技術点評価について、富士通株式会社とX社との点数差に関する非公開の情報を伝えた。これにより、富士通株式会社は、農林再構築の入札価格について、X社との間で、どの程度の価格差であれば落札・受注ができるかを予測でき、より高額で入札・受注することができたと認められる。
- これらのA氏の不正行為の結果、富士通株式会社は、X社よりも高い技術点評価を得て入札において優位に立ち、不当に、より高額で落札・受注した(落札価格40億8,998万1,000円)。しかし、本件の発覚を受け、日本公庫は同年6月30日付けをもって、富士通株式会社との農林再構築に係る開発業務委託契約を合意解約した。
- 以上のほかにも、A氏については、①平成30年1月24日、富士通株式会社の関係者らとの会食において、農林再構築の調達に係る開発予算規模は3,500人月(約40億円)と試算されることや、入札公告は同年2月8日になる見込みであるといった非公開の情報を伝えたこと、②同年3月26日頃、調達部署であるSIO(農林)が作成する技術点に関する評価案につき、SIO(農林)が当初作成した評価案では、富士通株式会社が700点、X社が550点とされていたのを、富士通株式会社が780点、X社が570点と変更するよう主導し、富士通株式会社がX社に対し技術点においてさらに優位に立てるよう誘導したことなど、農林再構築の調達に関する不正が疑われる行為がある。
- A氏が上記不正行為に及んだ動機は、X社が開発した現行の農林業務システムに不満があり、富士通株式会社に、農林再構築を落札させるとともに後述のとおり、かねてから自らと関わりがあったZ社を再委託先として起用させようとしたためであったと認められる。

(2) 富士通株式会社の受注に協力する見返りとして、Z社を再委託先とすることを求めたこと

- A氏は、富士通株式会社が農林再構築を受注できるよう協力する一方で、平成30年2月3日、富士通株式会社に対し、かねてよりA氏と関わりがあったZ社を富士通株式会社の再委託先とするよう求めるメールを送信した。A氏は、その後もZ社を富士通株式会社の再委託先として起用するよう画策を続け、同年4月13日には農林再構築を富士通株式会社が落札したことを受け、再度、Z社を再委託先として起用するよう記載したメールを富士通株式会社へ送信した。ただし、結果として、富士通株式会社は、Z社を起用するには至っていない。

なお、A氏とZ社との関係の詳細は明らかでなく、A氏とZ社との間のやり取りも発見されていない。

(3) 富士通株式会社の費用負担による会食

- A氏と富士通株式会社とのメールのやり取りによれば、A氏は、平成30年1月24日から同年4月19日までの間、少なくとも5回にわたり、富士通株式会社の費用負担で会食をした(会食費の合計金額は不明)。

(4) 内部通報等

- A氏については、平成26年1月31日及び平成28年1月26日の2回にわたり、日本公庫の内部通報システム(ヘルプライン)を通じ内部通報がなされていた。平成26年1月31日に行われた内部通報は、A氏は、日本公庫が発注しているシステム開発業務の再委託先の取締役を兼任しており、再委託先に対し、日本公庫が実施する入札等に関する情報を漏えいしている可能性があるというものであった。これを受け、日本公庫は、A氏に対し、再委託先の取締役を退任するよう求めるとともに、電子メールの確認やA氏へのヒアリングを実施するなどしたが、A氏が、入札に関する情報提供などの不正を行ったことを示す事実は見当たらなかった。また、平成28年1月26日に行われた内部通報は、A氏が自身に関係のあるベンダーに日本公庫のシステム入札関連情報の漏えいを行っている可能性があるというものであった。しかし、当時の担当役員は、以前の平成2

6年1月31日の内部通報を原因とする調査で、A氏に関して具体的な不正の事実が発見されなかったことなどから、本人へのヒアリングや客観的資料の収集等詳細な調査を行わず、当時の担当マネージャーが作成したレポートや関係者への状況確認によって問題ないと判断し、引き続き注視することとした。さらに、平成29年12月4日に、日本公庫社外取締役から同役員に対し、A氏が懇意の業者に仕事を発注させているとの噂があることが伝えられた。しかしながら、同役員は、噂が日本公庫に関する具体的な内容ではなかったこと及び同氏との契約期間が平成30年3月末に終了することもあり、本人へのヒアリングや客観的資料の収集等詳細な調査を行わず、関係者への状況確認によって特に問題ないと判断した。そして、社外取締役には、調査の結果特に問題はないと報告した。

2 B職員の行為

- B職員は、農林再構築の入札において、応札参加業者との折衝、入札仕様書の作成、技術点評価の評価案の作成等を担当していたが、平成30年4月10日に日本公庫が行った同入札に際し、適正に入札等に関する事務を行う義務があるのに、その職務に反し、同年4月9日、富士通株式会社との面談において、農林再構築の技術点の最終評価について、富士通株式会社とその競合会社であるX社の技術点の差が約160点であること、及びIT部門が積算した上限価格(管財部契約課における予定価格算定の基礎となるもの。以下、「上限価格」という。)を伝え、入札に関する秘密を教示した。その結果、富士通株式会社は、農林再構築の入札において、予定価格を推測でき、また、X社との間でどの程度の価格差までならば落札可能であるかを予測でき、予定価格を上回らない範囲で、不当に、より高額で入札・受注することが可能になったと認められる。

実際、富士通株式会社は、B職員から得た上記情報に基づいて入札価格を当初予定金額から1億円増額した金額で落札した。

- 以上のほかにも、B職員には、農林再構築の調達に係る入札公告開始前の平成30年2月1日、富士通株式会社に、プロジェクトウェブのt o d

○機能⁵を用いて仕様書、総合評価基準書等に関するその時点での非公開の情報を添付し「資料を差し替えました」とのメッセージを送信する方法により提供したことなど、農林再構築の調達に関する不正が疑われる行為がある。なお、富士通株式会社以外の業者とのやり取りも、複数確認できているが、いずれも正規の入札手続きに沿った質問回答等であり、非公開の情報を添付したメールなどは不見当であった。

- ▶ このようなB職員の不正行為により、富士通株式会社は、情報をいち早く入手することで、限られた時間であったとしても、他の業者に先んじて準備検討を行うなど、優位に立つことができた可能性は否定できず、予定価格を推知し、予定価格を上回らない範囲で、不当に、より高額で落札・受注した。なお、上記のとおり、日本公庫は本件の発覚を受けて、同年6月30日付けをもって、富士通株式会社との農林再構築に係る開発業務委託契約を合意解約した。
- ▶ B職員は、上記不正行為に及んだ動機について、明確に述べていないが、X社が開発した現行の農林業務システムに不満があり、大手ベンダーである富士通株式会社に農林再構築を落札させようとしたためであったと推認される。
- ▶ なお、A氏及びB職員は、農林再構築の調達において、それぞれ独自に上記各行為を行っており、両者の間に、いわゆる共謀は認められない。また、富士通株式会社からB職員に対する便宜供与は認められなかった。

3 C職員の行為

(1) 中小融資再構築の調達について

- ▶ C職員は、中小融資再構築の入札において、財務診断サービス等のアプリケーション開発の調達等を担当していたが、平成30年6月15日に日本公庫が行う予定であった同入札に際し、適正に入札等に関する事務を行う義務があるのに、その職務に反し、同年3月30日、中小再構築の調達

⁵ プロジェクトウェブのtodo機能とは、プロジェクトウェブ内でやり取りされるメール機能のことを指す。

に係る非公開の情報であった仕様書及び上限価格の基礎となる情報等について日本公庫の文書管理システムにアクセスして入手し、プロジェクトウェブを利用して富士通株式会社に伝え、入札に関する秘密を教示した。上限価格を伝えた結果、富士通株式会社は、中小融資再構築の入札において、予定価格を推測でき、予定価格を上回らない範囲で、不当に、より高額で入札することが可能になったと認められる。

- また、C職員は、意見招請公示前の平成30年2月16日、日本公庫の文書管理システムにアクセスして入手した中小融資再構築意見招請用仕様書等に関する情報について、プロジェクトウェブを利用して富士通株式会社に伝えた。
- 以上のほかにも、C職員は、入札公告開始前の同年3月26日、日本公庫の文書管理システムにアクセスして入手した中小融資再構築の調達に係る総合評価基準書等に関する情報をプロジェクトウェブを用いて富士通株式会社に伝えたことなど、中小融資再構築の調達に関する不正が疑われる行為がある。
- このようなC職員の不正行為により、富士通株式会社は、情報をいち早く入手することで、限られた時間であったとしても、他の業者に先んじて準備検討を行うなど、優位に立つことができた可能性は否定できず、予定価格を推知し、予定価格を上回らない範囲で、不当に、より高額で入札することが可能になった。もっとも、入札日以前に本件が発覚し、富士通株式会社は結局入札を辞退した。
- C職員は、上記不正行為に及んだ動機について明確に述べていないが、中小融資業務システムの現行ベンダーである富士通株式会社以外に応札参加業者がおらず、内容的にも現行ベンダーである富士通株式会社にしかできないものであると認識してしまったことや、富士通株式会社との連携を重視したかったためと推認される。
- なお、富士通株式会社からC職員への便宜供与は認められなかった。

(2) 中小リファレンスの調達について

- C職員は、中小リファレンスの入札には関与していなかったが、平成3

0年6月28日に日本公庫が行った同入札に際し、適正に入札等に関する事務を行う義務があるのに、その職務に反し、同年4月24日、中小リファレンスの調達に係る非公開の情報であった仕様書及び上限価格の基礎となる情報等について日本公庫の文書管理システムにアクセスして入手し、プロジェクトウェブを利用して富士通株式会社のみに対し伝え、入札に関する秘密を教示した。

- このようなC職員の不正行為により、富士通株式会社は、中小リファレンスの入札において予定価格を推測でき、予定価格を上回らない範囲で、不当に、より高額で入札することが可能になった。もっとも、入札日以前に本件が発覚し、富士通株式会社は結局入札を辞退した。
- 以上のほかにも、C職員には、①意見招請公示前の平成30年2月2日、日本公庫の文書管理システムにアクセスして入手した中小リファレンスの仕様書案等に関する情報について、プロジェクトウェブを利用して富士通株式会社に伝えたこと、②入札公告開始前の同年3月26日、日本公庫の文書管理システムにアクセスして入手した中小リファレンスの調達に係る総合評価基準書等をプロジェクトウェブを利用して富士通株式会社に提供したことなど、富士通株式会社以外にも応札参加業者がいたものの富士通株式会社のみ情報を提供し、中小リファレンスの調達に関する不正が疑われる行為がある。
- C職員は、上記不正行為に及んだ動機について、明確に述べていないが、中小融資業務システムの現行ベンダーである富士通株式会社との連携を重視したかったためと推認される。
- なお、富士通株式会社からC職員への便宜供与は認められなかった。

4 D職員の行為

- D職員は、中小リファレンスの入札において、応札参加業者との折衝、仕様書の作成等を担当していたが、平成30年6月28日に日本公庫が行った同入札に際し、同年4月19日、富士通株式会社のみに対し入札スケジュールを伝えたほか、富士通株式会社が上限価格を超えてしまうリス

クを指摘した。

- なお、D職員は、予定価格を具体的に推知させる情報等までは提供していない。また、富士通株式会社からD職員への便宜供与は認められなかった。

5 E職員の行為

- E職員は、B職員の上司として農林再構築の調達に従事していた。E職員から富士通株式会社への入札に関する情報漏えいの事実は確認されなかったが、平成30年4月11日に富士通株式会社の費用負担により会食をした（金額は不明。）。
- なお、上記会食には、A氏は参加しておらず、また両者の間にいわゆる共謀は認められなかった。
- また、E職員は、平成30年2月上旬頃、富士通株式会社の担当者から、「A氏から、富士通株式会社が農林再構築を受注した暁には、Z社を再委託先とするよう要請されており、困惑している。」との相談を受け、A氏が富士通株式会社に対し、特定の業者を再委託先候補として斡旋していると知ったにもかかわらず、これを直属の上司やコンプライアンス部門に報告や相談せず、適切な対応を怠った。

第6 原因

1 入札における情報提供及び応札参加業者との接触に関するルールが定められていなかったこと

- コンプライアンス・マニュアルには、入札等の公正を害する行為を禁止する旨が記載されている。しかしながら、実際の調達事務に関する手順書においては、入札時における情報提供や応札参加業者との接触に関する明確なルールが定められていなかった。

そのため、職員が応札参加業者に対する説明において、入札手続を円滑に進めるために必要な情報と入札の公正を害するおそれのある情報との境界が曖昧になり、特定の応札参加業者だけに有利になってしまうような非公表の入札関連情報を安易に漏えいしてしまったり、「予定価格そのものを伝えるのでなければ、参考となる価格情報を伝えてもよい」などといった誤った解釈が生じてしまったものと考えられる。

2 業務委嘱先に対する牽制・管理監督が十分機能していなかったこと

- 本件では、A氏が高い専門的知識・能力を有していたことに加え、その業務内容に対するIT部門長らによるチェックが不十分であったことから、A氏が入札に係る仕様書をほぼ独力で作成し、技術点評価においてもA氏の意向が大きな影響力を持つなど、入札におけるA氏の役割が指導・助言という本来の職務を超えて拡大しすぎていた。また、IT部門においては、ITPOマネージャーがA氏の社外への送信メールをチェックする体制となっていたが、実際にはこのチェックは実効的に行われていなかった。このため、IT部門内において、A氏に対する牽制・管理監督が十分に機能していなかった。これらがA氏による特定の応札参加業者への肩入れがまかり通る原因になってしまったものと考えられる。

3 システム上の問題

- 本件では、中小リファレンス案件において、案件に関与していないC職員が、日本公庫の文書管理システムを通じて、本来閲覧することのできない上限価格の基礎となる情報や仕様書等を閲覧し、それらの情報を漏えいしていた。これは、IT部門内において文書管理システムのアクセス制限

が適切に設定されていない状態であったことが一因と考えられる。

- ▶ また、プロジェクトウェブは、メールの送信状況やファイルの操作記録の追跡等について、管理者によるチェックが効かないことから、情報漏えいが容易に行われる状態となっていた。

4 内部通報等に対する適切な対応が取られていなかったこと

- ▶ 前述のとおり、A氏については、平成26年1月31日及び平成28年1月26日の2度にわたり、日本公庫の内部通報システム(ヘルプライン)を通じ内部通報がなされ、その後平成29年12月に、日本公庫の社外取締役からもA氏に関する情報提供があった。日本公庫は、1度目の内部通報に対し、A氏のヒアリング等を実施するも、A氏が不正を行ったことを示す事実の発見には至らなかった。

しかし、2度目の内部通報及び社外取締役からの情報提供に対しては、同一の者につき、従前にも同様の内部通報があったことから、より慎重かつ徹底的に事実関係を調査すべきであったが、本人へのヒアリングや客観的資料の収集等詳細な調査を行わなかった。このことが、A氏による不正の発見を遅らせたり、あるいは不正を助長させた可能性がある。

- ▶ また、前述のとおり、農林再構築において、E職員は、平成30年2月上旬頃、富士通株式会社の担当者から、「A氏から、富士通株式会社が農林再構築を受注した暁には、Z社を再委託先とするよう要請されており、困惑している。」との相談を受けたにもかかわらず、A氏が富士通株式会社に再委託先としてZ社を起用させようとしていることを過去に上司であったIT部門以外の役員にのみ報告し、直属の上司やコンプライアンス部門には報告や相談を行わなかった。

仮に、E職員において、A氏が富士通株式会社に再委託先としてZ社を起用するよう求めている事実について直属の上司に報告して指示を仰いだり、コンプライアンス部門に対しA氏の不正が疑われる旨の通報を行うなどの措置を講じていれば、A氏による不正を早期に発見できた可能性がある。

第7 再発防止策

1 入札における情報提供及び応札参加業者との接触に関するルールの明確化

- ▶ 入札における情報提供及び応札参加業者との接触に関する明確なルールが定められていなかったことから、日本公庫では、既に入札の公正を確保するためのルール作りを進めている。作成に当たっては、応札参加業者への情報提供が許される時期・内容や応札参加業者との接触に関するルールを明示するなど、具体的かつ明確なルール作りを行うとともに、役職員に周知徹底し、ルール順守の実効性を確保していくことが必要である。

2 業務委嘱先に対する管理監督の強化

- ▶ 本件では、IT部門内でのA氏に対する牽制・管理監督が十分機能しておらず、特定の応札参加業者への肩入れがまかり通る原因になったことから、業務委嘱先による過度な関与と影響力を回避し、日本公庫職員が中心となって調達を進めることができるよう、IT部門長らによる業務委嘱先の業務内容のチェック体制を強化する必要がある。
- ▶ また、業務委嘱先が長期にわたって調達に関与することにより、応札参加業者とのつながりや、IT部門における影響力が増大することを防ぐため、業務委嘱先の契約期間に上限を設け、人材の流動性を確保することも必要である。

3 システムの改善等

- ▶ 本件では、文書管理システムのアクセス制限が適切に設定されていなかったことから、案件に関与していない職員が、本来閲覧することのできない上限価格の基礎となる情報や仕様書等を閲覧し、それらの情報を漏えいしていた。再発防止のためには、予定価格を推知することにつながるような機微情報にアクセスできる者の範囲について、必要最小限に限定する必要がある。
- ▶ 日本公庫は、プロジェクトウェブについて、平成30年8月17日以

降、既に利用を中止している。

今後については、システムベンダーと情報共有を図るツールを選択する際には、アクセス管理及び閲覧記録管理が可能であるツールを選択する必要がある。

4 内部通報等に対する適切な対応

- A氏に対する2度目の内部通報に対しては、従前にも同様の内部通報があったにもかかわらず、本人へのヒアリングや客観的資料の収集等詳細な調査を行わなかったことが、A氏による不正の発見を遅らせ、あるいは不正を助長した可能性がある。よって、今後は、内部通報に対し、都度、客観的な事実関係の調査を、予断を持つことなく適切に行うことが求められる。殊に、同一の者について重ねて内部通報がなされたような場合には、特に慎重かつ徹底的な事実調査を行うべきである。
- 農林再構築において、A氏が富士通株式会社にも再委託先としてZ社を起用するよう求めている事実について、E職員が直属の上司に報告して指示を仰いだり、コンプライアンス部門に対しA氏の不正が疑われる旨の通報を行うなどの措置を講じていれば、A氏による不正を早期に発見できた可能性があったことから、今後は、事業本部の枠にとらわれることなく、正規のレポーティングラインによる業務報告・連絡・相談が確実になされる組織風土を定着させるとともに、不確実であっても不正を疑わせる情報を得た場合などには、速やかにコンプライアンス部門と情報を共有した上で、組織として適切な対応をとることが必要である。

5 コンプライアンス教育の徹底

- 日本公庫は政府系金融機関として公共性の高い組織であり、役職員には厳格な法令等遵守が求められている。そうした中で、本事案の発生は国民の信頼を大きく損ねるものである。このような事態を二度と起こさないよう、本件を教訓に、コンプライアンス教育・研修をこれまで以上に徹底し、役職員の規範意識の涵養を図り、不祥事を防止するための役職員の感度を高める必要がある。

- ▶ あわせて、内部通報制度は、公正で透明性の高い組織文化を育み、組織の自浄作用を健全に発揮させ、リスクの早期発見やコンプライアンス経営の推進に寄与する非常に有効な手段であることを、役職員に対して再徹底することも重要である。

以 上